

令和3年度
いじめ防止基本方針

流山市立小山小学校

目次

第一章 いじめの定義と基本方針

- (1) いじめの定義及び、解消された状態の定義
- (2) いじめ防止対策の基本理念

第二章 学校の対策組織

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について
- (2) 生徒指導の組織及びいじめ防止対策推進委員会の役割
- (3) いじめ防止等の対策組織の構成

第三章 学校におけるいじめ防止等に関する措置

3-1 未然防止

- (1) 豊かな人間関係づくり
- (2) 生徒指導の機能を活かした授業の実践
- (3) 命を大切にする教育
- (4) 道徳教育の充実
- (5) 情報モラルの育成
- (6) いじめ防止推進月間の取り組み

3-2 早期発見

- (1) 定期調査
- (2) 児童の様子・遅刻欠席状況の把握
- (3) 教育相談
- (4) インターネット上のいじめやトラブル

3-3 早期対応

第四章 重大事態

- (1) 重大事態の定義
- (2) 生命心身財産重大事態
- (3) 不登校重大事態
- (4) 発生後の対応

第五章 公表・点検等

第六章 年間計画

流山市立小山小学校 いじめ防止基本方針

流山市立小山小学校は、「いじめ防止対策推進法」及び、「流山市いじめ防止対策推進条例」「流山市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

第1章 いじめの定義と基本方針

(1) いじめの定義及び、解消された状態の定義

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめの解消された状態は、いじめに係る行為が止んでいること。いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
(いじめの防止等のための基本的な方針)

(2) いじめ防止等対策の基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命・心身を保護することが何よりも重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者が相互に関わり、いじめのない環境をつくることを基本として行われなければならない。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。

第2章 学校の対策組織

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめゼロ」を目指し、学校全体で組織的な取り組みを行う。本校では、生徒指導部会で日常的な児童の諸問題について情報共有及び、対応の検討を行い、職員会議にて状況を周知確認する。いじめ問題については、教育相談記録をとり、情報を残している。重大事案の発生と学校長が判断した際には、「いじめ防止対策委員会」の組織を至急招集する。また、必要に応じて教育委員会に人材の派遣を要請する。

(2) 生徒指導の組織及びいじめ防止対策推進委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な一年間の取り組みの検討や修正。
- いじめに対する組織的対応の中核となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を担う。
- いじめの相談窓口としての役割を担う。
- いじめ事案の通報、実態の集計・教育委員会への報告を行う。

(3) いじめ防止等の対策組織の構成

その構成にあたっては、事案に応じて柔軟に職員を招集し、対応チームを編成する。主として、学校管理職、教務、生徒指導主任、学級担任によって組織する。また、対策会議の記録係として、生徒指導部から一名を任ずる。事案に応じて、特別支援コーディネータや、長欠対策、保健室、関係職員を招集するものとする。

第3章 学校におけるいじめ防止等に関する措置

本校では、「進んで学び心豊かでたくましい子」の育成を学校教育目標とし、「主体的にはたらかかせる児童の育成」に取り組んでいる。また、「家庭・地域とともにあゆむ学校」の実現のため、保護者や地域の方々に積極的に関わり、いじめ防止に全校をあげて組織的に柔軟に取り組む。

本校では、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つに分けて諸課題に対応する。

3-1 未然防止

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、以下の取り組みを推進する。

(1) 豊かな人間関係づくり

「心豊かな子」を目指し、あいさつや時間を守る等の基本的な生活習慣を身につけた児

童の育成を図る。学級活動，児童会活動，学校行事を通して，活躍の場面を数多くつくり，児童同士の関わり合いや，達成感を味わわせる。

(2) 生徒指導の機能を活かした授業の実践

- ・自己決定の場を与える授業
考える場面や観察の場面で，考えたり，観たりする視点を示す。
自分の考えや思考過程が分かるようなノートを取り方を指導する。
- ・自己存在感を与える授業
子どもの実態を把握し，授業のどの場面でどの子どもを生かすか工夫する。
学習に苦手意識をもつ児童にも学習に向かえる配慮をする。
- ・共感的人間関係を育む授業
一人一人を受け入れて褒め，個性や人間性を認める。
児童のテンポに合わせながら，授業を進める。

(3) 命を大切にすること教育

生活科や理科，保健体育，家庭科，総合的な学習の中での，人のくらしや生命に関わる領域を通じて，自他の命を大切に思う心情を養う。また，学校には，悩みをいつでも相談できる先生がいることや，相談箱があることを児童に周知し，いつでも助けを求められることを啓発する。

(4) 道徳教育の充実

思いやりや規範意識等を身につけられるよう，社会とのかかわりに目を向けた学習を促進する。体験活動を充実させ，道徳の授業により補充・深化・統合を図る。

(5) 情報モラルの育成

年3回の生徒指導主任連絡協議会や，学校警察連絡協議会を通じて，市内の情報を収集し，校内指導に活かす。またインターネットトラブルに児童等が遭わないために，その危険性を啓発したり，情報端末の適切な取り扱い方を指導したりする。

(6) いじめ防止推進月間の取り組み

国や県の広報を受けて，いじめ防止月間には，職員，児童に「いじめをしない・させない・許さない」を周知したり，校内に啓発ポスターを掲示したりする。

3-2 早期発見

いじめ等の発見において教職員は、児童等の学校生活を注視する。保護者は、家庭生活の中で、児童等の生活振りに注視する。互いに密に連携し、早期発見に努める。本校では、具体的に以下の事項に取り組む。

(1) 定期調査

- ・年間2回

- 3年生以下 こまっていることはないかな？アンケート(児童の悩み・いじめについて)の実施

- 4年生以上 友だちのことについてアンケート(児童の悩み・いじめについて)の実施

- ・年間1回 学校生活アンケート(児童の悩み・セクハラ)の実施

- ・年間2回 3年生以上 Q-U(学級集団状況調査)の実施

(2) 児童の様子・遅刻欠席状況の把握

- ・複数の職員により児童の様子を観察する。

- ・登校、授業中、休み時間等において、児童等の行動や人間関係を観察する。

- ・児童の遅刻や欠席が増えたり、続いたりした場合、保護者と電話連絡を行う。

(3) 教育相談

- ・児童及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

- ・アンケートがなくても、いつでも先生に相談してよいことを周知し、児童等が相談しやすい体制を整える。

- ・教育相談員や相談ポストについて周知する。

- ・毎月1回 教育相談日を設定し、学年便りにて保護者へ周知する。希望者に対しては、担任や教育相談担当者が面談を行い、保護者と一緒に考える機会をもつ。

- ・教育相談担当や、特別支援教育を通じて、希望者には、スクールカウンセラーとの面談を調整したり、協力・助言を得たりする。

- ・流山市子ども専用いじめホットラインカードを配付する。

(4) インターネット上のいじめやトラブル

- ・児童の会話の中にネットトラブルを感じさせるものがあった場合、児童等への聞き取りを行う。

- ・児童の所有率や利用状況の把握をする。

- ・年度始めに、情報端末の使用に伴う危険性について児童等に周知する。

- ・長期休業前に「しおり」を通じて、児童及び保護者への注意喚起を行う。

- ・教育委員会や流山警察と連携し、早期発見に努める。

3-3 早期対応

- ・定期調査によって、いじめ等が発見された場合、速やかに事実確認を行う。複数学級や他学年にわたる場合は、関係学級や学年の職員と連携を図り、早期対応を行う。

【情報共有の手順】

いじめの情報を得た教職員→学年主任→生徒指導主任→管理職

【情報共有する内容】

得られた情報について、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の具体的な内容を共有する。

- ・事実確認により、いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等への指導とその保護者への報告助言を行う。その際、学校の対応は、学級担任個人によって決定せず、事実に基づいて複数の職員で対応を協議する。また、被害児童の思いに沿うように留意しながら、加害児童との関係改善に努める。
- ・いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく、傍観者の存在にも注意を向け、必要に応じて指導を行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第4章 重大事態)は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

第4章 重大事態

(1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、以下である。

- ①児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

(2) 生命心身財産重大事態

- ・児童が自殺を企図した場合。
 - ・心身に重大な被害を負った場合。
 - ・金品等に重大な被害を被った場合。
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合。
- (国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に挙げられた事例)

(3) 不登校重大事態

重大事態となる「相当の期間」の欠席について、国基本方針は、年間30日を目安とするが、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

重大事態に至ると予想される事案があるときは、早めに教育委員会に連絡する。

(4) 発生後の対応

重大事態が発生したときは、重大事態発生報告書を作成する。報告書は、教育委員会を通じて市長に提出し、速やかに学校又は教育委員会が調査組織を設けて事実関係の調査を行う。

この調査は、事案を解明することによってその事案への対処や再発防止を適切に行うことを目的としたものであり、責任追及や裁判等への対応を目的としたものではないことに留意する。

学校と教育委員会のどちらが調査を行うかは、教育委員会が決定する。学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を重大事態の調査組織とすることができる。

調査を行うに際しては、被害児童生徒や保護者に対して状況を随時丁寧に説明する。

第5章 公表・点検等

(1) いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

生徒指導・教育相談・道徳教育等、いじめの未然防止のための研修を計画的に行う。

(2) 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、日頃から情報の共有に努める。

(3) その他

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策推進委員会で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

第6章 年間計画

令和3年度 いじめ対策年間計画

■:教職員間の活動 ○:児童・教職員

	実施計画	学校行事
4月	■ 新年度校内いじめ対策委員会発足 ■ 特別支援委員会発足 ■ 生徒指導部会 ・職員会議で、いじめ防止基本方針及び、いじめ対策について共通理解 ○「小山っ子のやくそく」の公開・確認 ○学級のルールづくり ○学校のいじめ対策を広報 ○授業参観・懇談会 ○いじめ防止月間の活用 ○校外遠足 ○命を大切にすることをキャンペーン ○相談箱・悩み事相談員の周知	始業式 入学式 校外遠足
5月	■ 生徒指導部会 ○(流山警察署と連携したメディアリテラシー教育) ○交流学級開始	校外遠足 クラブ活動
6月	■ 生徒指導部会 ○低学年：こまっていることはないかな？アンケート 高学年：友だちのことについてアンケート (児童の悩み・いじめについて)の実施 ○Q-Uの実施・分析	クラブ活動
7月	■ 生徒指導部会 ■ 特別支援委員会 ○個人面談	終業式 個人面談週間
8月	■ 生徒指導部会 ■ 校内研修 いじめ防止対策推進法に関する	
9月	■ 生徒指導部会 ○夏休み明けの児童の様子の変化の把握	始業式 林間学校 運動会
10月	■ 生徒指導部会 ○授業研究	修学旅行 クラブ活動
11月	■ 生徒指導部会 ○低学年：こまっていることはないかな？アンケート 高学年：友だちのことについてアンケート (児童の悩み・いじめについて)の実施	クラブ活動 個人面談週間

12月	■生徒指導部会 ■特別支援委員会 ○Q-Uの実施・分析 ○学校生活アンケート(児童の悩み・セクハラ)の実施 ○学校評価(インターネット回答)の実施	終業式
1月	■生徒指導部会 ■スクールロイヤー来校 ・本校実態調査, いじめ防止基本方針の改訂助言 ○冬休み明けの児童の様子の変化の把握	始業式 クラブ活動
2月	■生徒指導部会 ・今年度の反省, 次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し, 来年度年間計画策定 ○授業参観・懇談会 ○「小山っ子のやくそく」見直し	6年生を送る会 クラブ活動
3月	■生徒指導部会 ・年間いじめ対策の状況の振り返り, 次年度年間計画の確認 ■校内特別支援委員会 ■学校・学年間の情報交換, 指導記録の引き継ぎ	卒業式 修了式

上記のほか, 毎月1回「教育相談日」を設定(8月を除く)

平成26年1月31日 初版
平成28年4月15日 改訂
平成29年3月30日 改訂
平成30年3月30日 改訂
平成30年4月 3日 改訂
平成31年3月22日 改訂
令和 2年4月 2日 改訂
令和 3年4月20日 改訂